

岡山労働局発表
令和7年7月11日

岡山労働局労働基準部賃金室
賃金室長 黒田和美
賃金指導官 中本弘一
電話 (086) 225-2014 (直通)

令和7年度岡山県最低賃金等の審議が開始

— 岡山県最低賃金の改正諮問 —

1 岡山県最低賃金額の改定

令和7年7月11日(金)に、今年度 **初回** となる「第513回岡山地方最低賃金審議会」が開催されました。

当日は、岡山労働局長(森實久美子)が同審議会会長(西田和弘)に対して、岡山県最低賃金(現行:時間額982円)の改正決定に係る調査審議をお願いする旨の諮問等を行いました。

今後は、下記2のようなスケジュールによって、岡山県最低賃金の改正に関する審議が進んでいくこととなります。



西田会長

森實局長

岡山県最低賃金の改正の推移

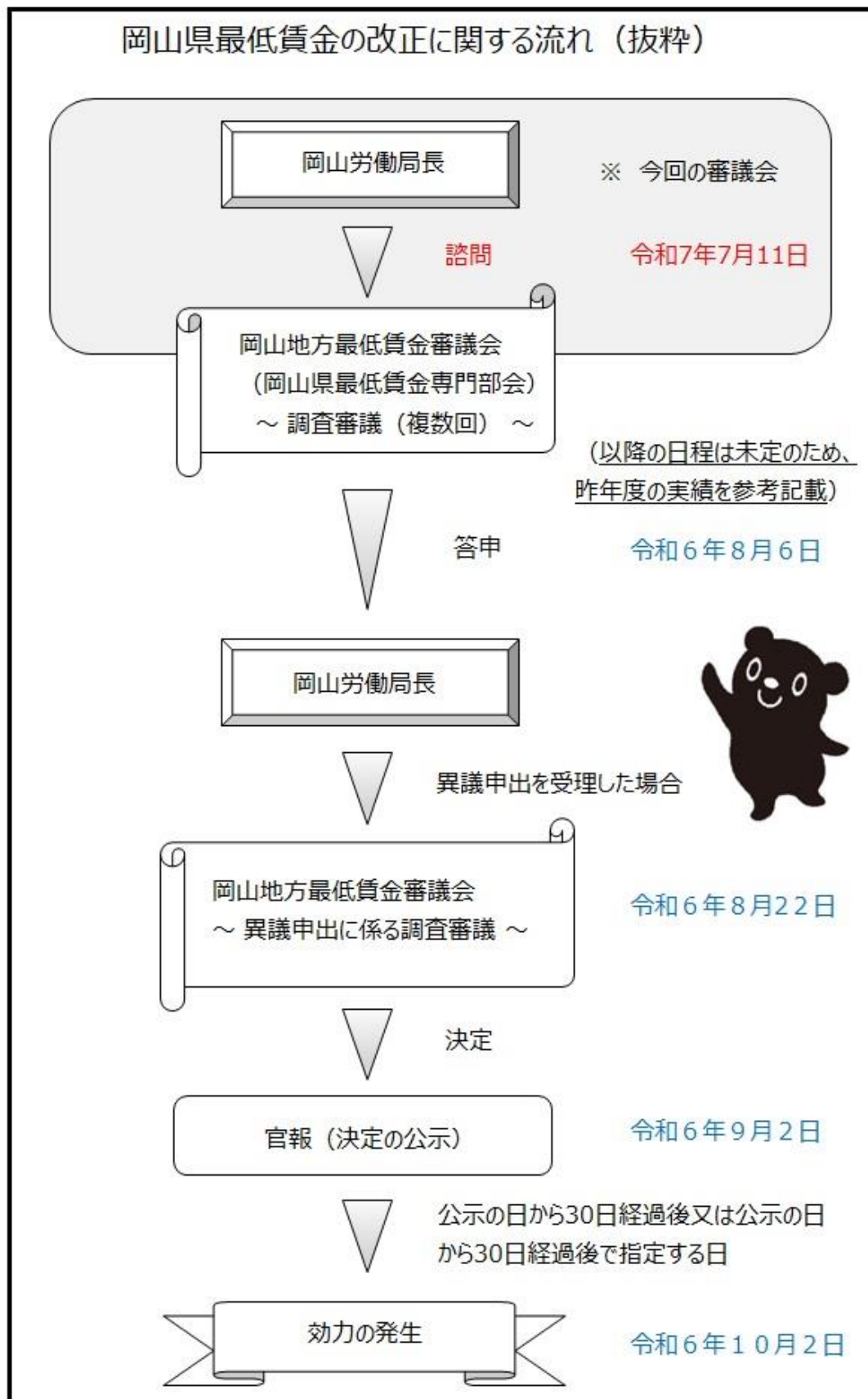
	R5 年度	R6 年度
時間額	932 円	982 円
引上げ額	40 円	50 円
引上げ率	4.48%	5.36%
改正 発効日	R5. 10. 1	R6. 10. 2



令和6年度は、**過去最大**(※)の引上げ額・引上げ率となりました。

※ 最低賃金を時間額で示す方式となった平成14年以降

2 今後のスケジュール



3 関係条文

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

（地域別最低賃金の原則）

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

（略）

（地域別最低賃金の決定）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

（略）

（設置）

第二十条 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く。

（権限）

第二十一条 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。

（専門部会等）

第二十五条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

（略）